

ICCLP Annual Report 2003

目 次

はじめに

「新しい国際学術交流をめざして」	菅野和夫.....	2
------------------	-----------	---

ご挨拶

「比較法政国際センター教授就任に際して - 企業から大学へ」	宮廻美明.....	4
--------------------------------	-----------	---

研究教育活動

客員教授.....	7
ICCLP 研究員採用.....	9
交換プロジェクト.....	10
比較法政シンポジウム.....	12
第 8 回シンポジウムレポート（浅香吉幹）	
第 11 回シンポジウムレポート（和田啓子）	
第 14 回シンポジウムレポート（安井宏樹）	
比較法政セミナー・フォーラム	
第 141・142 回セミナーレポート（岩田 太）	
第 122 回フォーラムレポート（浅香吉幹）	
東京大学 21 世紀 COE プログラム支援	35
客員研究員受入.....	36

インタビュー

石井紫郎名誉教授	
「国際交流事始め—ある日本研究者の国際交流歴」和田啓子	40

はじめに 「新しい国際学術交流をめざして」

東京大学大学院法学政治学研究科長
比較法政国際センター長
菅 野 和 夫

東京大学大学院の法学政治学研究科に附置された比較法政国際センターは、本研究科における国際学術交流の推進を目的として、1993 年 4 月 1 日に設立されましたが、10 年間の研究教育活動を経て、2003 年 4 月 1 日より、21 世紀の国際学術交流の拠点として再スタートいたしました。

10 年間の活動のうち、最大の成果は人的ネットワークの構築でした。本センターで海外及び国内から招聘した客員教授は 13 カ国より約 60 名、奨学研究者として採用した若手研究者は 12 カ国より 26 名、ミシガン大学ロースクール及びコロンビア大学ロースクールとの交換プロジェクトにより来訪した研究者は約 50 名、本研究科から両ロースクールへ派遣した研究者は約 30 名、本研究科客員研究員受入数は延べ 240 名にのぼります。

このような数字は国際学術交流の成果を表す一つの指標ではありますが、本センターはそれだけではなく、質的な交流を目指してまいりました。その結果、深く強度な人的ネットワークの構築が実現しましたし、交換プロジェクトは、さらに、国立政治学財団パリ政治学院付属現代フランス政治研究所(CEVIPOF)、そしてソウル大学との交流へと発展しています。また、客員教授あるいは奨学研究者として本センターに滞在した研究者の本センターの活動に対する協力・支援体制も続いています。これらの人的ネットワークを基盤として、「日本・ブラジル比較法シンポジウム」(1998 年 8 月)、「Anglo-Japanese Academy」(2001 年 9 月)、「日伯比較法及び在日ブラジル人就労者に関する国際シンポジウム」(2002 年 8 月)を、サンパウロ大学及びシェフィールド大学と共催によりブラジルと英国で開催することができました。

また刊行物としては『ICCLP Publications』(No.1-8)、『比較法政研究シリーズ』

(No.1-4)、『ICCLP ニュースレター』(英・日 No.1-6)、1998 年 3 月からは『ICCLP Review』(英・日 No.1-1 - 5-2)により、研究教育成果の発信をまいりました。新しいスタートに際し、『ICCLP Review』に代わり、Annual Report 及び英文ジャーナルの刊行に向けて準備をいたし、ここに『ICCLP Annual Report 2003』を発行することとなりました。

今日、大学における教育・研究環境は大きく変わりつつあります。2004 年度の法科大学院および公共政策大学院の設置、あるいは国立大学法人化に伴い、国際学術交流の基盤としての本センターの活動は益々、重要になっています。また、本年度 21 世紀 COE プログラムとして、「国家と市場の相互関係におけるソフトロー：ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」と「先進国における《政策システム》の創出：比較政策システム・シナジーコアの構築」の 2 つのプロジェクトが採択され、これらのプロジェクトとの関係でも本センターは新しい研究・教育活動の核となる役割をも期待されています。今後は、この 10 年間に築いてまいりました国際学術交流のネットワークを更に拡大・発展させ、より強固で柔軟な活動を行ってまいります。これからも本センターへの支援とご協力を賜りたく、どうかよろしくお願い申し上げます。

2004 年 3 月

ご挨拶

「比較法政国際センター教授就任に際して - 企業から大学へ」

比較法政国際センター教授
宮 廻 美 明

昨年4月1日に、柏木昇教授の後任として比較法政国際センター教授に就任しました宮廻美明（みやさこよしあき）と申します。その直前の3月末までは住友商事株式会社理事法務グループ長として、会社の法律業務の責任者をしていました。具体的には、株主総会、取締役会、工業所有権などを担当している文書部と国内、海外の取引に関する契約書の作成や法律的なトラブルの解決並びに国内・海外の訴訟を担当している法務部の総括業務を行っていました。

会社における法務関係の仕事は、約30年間担当して来ましたが、その中で印象深かった業務としては、株主総会決議取消訴訟や株主代表訴訟を担当したこと、株主総会の運営や取締役会の運営といったコーポレート・ガバナンス関係の仕事を行ったこと、それに会社が法律を遵守するためのリーガルコンプライアンスの制度を創ったことです。企業法務に於ける先端的な業務を一当り全て経験することができました。

東京大学では、比較法政国際センターの業務を基礎として、法学部の国際交流の仕事を行うとともに、研究面では商法を中心とした企業法を研究し、教育面では、現在の企業の第一線でどのような法律問題が発生しているかを学生に伝えることを目的として「企業経営の法務」と題するゼミを行っています。また、国際取引法の授業も担当しています。

民間の企業から大学に来て驚いたことはたくさんありますが、その中でも、4月10日に開催された最初の教授会が午後1時15分に始まって夜の8時過ぎまでかかったことは驚き以上のことでした。企業では会議は通常1時間以内とされ、月に1回開催される取締役会でもどんなに長くても2時間以内には終了します。教授会がこれだけ長時間かかったのは、大学の独立行政法人化や法科大学院、公共政策大学院の設立など法学部を巡る激動期へ対応するための諸施策の決定が必要であったためのようなようです。それにしても、このような長時間、

真摯な態度で最後迄説明を聞き、協議事項について質問されていた教授会のメンバーの方々には敬服しました。その後の教授会もほとんどが夕方5時から6時位までかかりました。ちなみに、アメリカの大学の先生の話では、アメリカの大学の教授会は長い時でも1時間半位で終り、それ以上になると出席者が退席してしまうとのことでした。

会社で取締役会の担当をしていたこともあり、教授会の内容を見て、会社の取締役会と同じ様な問題を抱えているのではないかと思いました。第1に物事を審議し、決議するには、参加人数が多過ぎるということです。取締役会は、数年前迄は、50人以上で構成されていることはそんなに珍しいことではありませんでした。それだけ人数が多くては実質審議ができないとの批判が相次ぎ、現在では12、3人にしている会社が多くなっています。次に協議事項が多過ぎるし、またその項目が慣例によっているため協議すべき範囲が不明確であることです。執行部の決定に委せておけば十分であって、必ずしも協議する必要があるのではないかとと思われる事項が結構あるのではないかということです。取締役会でも、同じ問題があり、定款の規定で決議事項を絞って、かなりの部分を執行部に委ねる傾向にあります。

大学は、利益を上げることが目的とする企業とは根本的に違った目的を追求しているのですから、企業を真似る必要などないことは論を待ちません。しかしながら、ひとつの組織体である以上、機能的に同じ様な問題を抱えているということはあり得ると思います。教授会の自治を大切にしなければならないのは当然のことですが、構成員が80人近くになると、構成員が30数人であったころと比較して、実質的な自治を維持するためには、大幅な見直しが必要なのではないでしょうか。その為には、教授会の自治と直接関係のないような事項については、執行部に大幅に権限を委譲するとともに、執行部を組織化し、執行業務が合理的に行えるように各種委員会を通じて執行することが有効なのではないかと思います。内閣の下に各省庁があるような組織形態がひとつのサンプルになるのではないのでしょうか。また同時に現在教官が行っている事務作業を一般職員に移すとか或いは共同で行うといったことも必要だと思います。その結果を教授会で報告することによって周知させることができると思われます。このようにして、決定と執行を明確に分離するとともに、執行業務

を組織化することにより、効率的な執行をすることができるのではないかと思います。

企業にいた時は、雪印食品の解散など、企業不祥事件が続発するとともに、不況による経営の合理化が計られるなど激動の時期でした。そして大学に来てみると、国立大学独立法人化や法科大学院・公共政策大学院の設立など激動期のただなかにありました。両方に共通していることは、従来そのままでは生き残れない、生き残るためには抜本的な変革を積み重ねて行かなければならないということだろうと思います。そういった意味で企業に於ける経験を大学で少しでも役立てることができれば幸いだと思っています。

研究教育活動

客員教授

デイビッド W. フォーレ

オックスフォード大学セント・アントニース・カレッジ講師

(2003 年 6 月～2003 年 8 月)

<プロフィール>

香港大学、プリンストン大学で学んだ後、1976 年より香港中国大学歴史学講師、1990 年インディアナ大学で歴史学・東アジア言語学を担当後、同年 10 月より、現職。専門は中国史。2 ヶ月の滞在中、第 147 回 ICCLP セミナーにおいて「華南における皇帝と祖先、国家と宗教—物への権利と政治的諸観念、各々の在り方に対して儀礼がもった意義」と題して報告、また小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol. 1 に寄稿。

主要著書：

‘The Heaven and Earth Society in the Nineteenth Century: an Interpretation,’ in Kwang-ching Liu and Richard Shek, eds. *Heterodoxy in Late Imperial China*, Honolulu: University of Hawaii Press, 2004, pp. 365-392; ‘The Chinese Emperor’s Informal Empire: Religion and the Incorporation of Local Society in the Ming,’ in Shu-min Huang and Cheng-kuang Hsu, eds. *Imagining China: Regional Division and National Unity*, Taipei: Institute of Ethnology, Academia Sinica, 1999, pp. 21-41; ‘The Emperor in the Village, Representing the State in South China,’ in Joseph McDermott, ed. *Court Ritual and Politics in China*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999, pp. 267-298; *Colonialism and the Hong Kong Mentality*, Hong Kong: Centre of Asian Studies, University of Hong Kong, 2003; and *Town and Country in China: Identity and Perception*, (co-editor) Basingstoke: Palgrave, 2001.

李 兆杰

清華大学教授

(2003 年 9 月)

<プロフィール>

北京大学、カリフォルニア大学バークレー校、トロント大学で学んだ後、1986 年北京大学下級講師、同助教授を経て、2000 年より現職。専門は国際法。1 ヶ月の滞在中、本学国際法研究会との共催による第 148 回 ICCLP セミナーにおいて「イラクに対する武力行使とその後—法的諸問題」をテーマに「対イラク戦争の法的正当化としての先制自衛理論？」と題して報告、また小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol. 1 に寄稿。

主要論文：

‘The Effect of Treaties in the Municipal Law: Practice and Problems of the People’s Republic of China,’ in *Asian Yearbook of International Law*, (1994);
‘Traditional Chinese World Order,’ in *Chinese Journal of International Law*,

Vol.1.(2002).

二宮正人

サンパウロ大学教授

(2003 年 11 月 ~ 2004 年 2 月)

<プロフィール>

サンパウロ大学、東京大学で学んだ後、サンパウロ大学助教授を経て、1986 年より同大学法学部教授。専門は国籍法・国際私法。滞在中、「イペロ・アメリカ法」を担当、国際日本文化センター、九州大学、新潟大学等で日本におけるブラジル人をめぐる労働法、福祉問題、教育問題等について講演した。また、論文(共著)を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol.1 に寄稿。

主要著書：

『ブラジル法要説 - 法令・判例へのアプローチ』(共編著 アジア経済出版会、1993 年)、『日本・ブラジル両国における日系人の労働と生活』(共著 日刊労働通信社、1994 年)、『ブラジル開発法の諸相』(共編著 アジア経済出版会、1994 年)、『ポ日法律用語集』(共編著 有斐閣、2000 年)。

ICCLP 研究員

安井宏樹

本研究科博士課程単位取得退学後、日本学術振興会特別研究員(PD)を経て、2003 年 4 月 1 日より本センター研究機関研究員。専門はヨーロッパ政治史・現代ドイツ政治。本センターでは「グローバル化・欧州統合とドイツ政党政治の変容」をテーマに研究を進めている。(b.1971)

サイモン・ベッチーナ

1993 年、マルタ大学より法学博士 (LL.D) 取得後、1995 年まで千葉大学で日本の商法を学ぶ。マルタへ帰国後、弁護士資格取得、マルタ開発公社法律顧問、外務省秘書官を務める。1999 年より東京大学大学院法学政治学研究科博士課程で学び、2003 年 5 月から本センター奨学研究員。専門は商法、金融法。本センターでは、クレジット・デリバティブをテーマに研究を続けており、*Journal of International Banking Law and Regulation* (Sweet & Maxwell 発行) にクレジットに関する日本法についての論文を発表した。(b.1967)

交換プロジェクト

ミシガン・コロンビア交換プロジェクト

本プロジェクトにより、本センターはコロンビア・ロースクール及びミシガン・ロースクールより研究者を招聘し、「現代アメリカ法入門」の連続講演を行ってきた。2003 年度春学期には、ミシガン大学より、リチャード・プライマス助教授、マイケル・バー助教授を、コロンビア・ロースクールからは、ジェフレイ・フェイガン教授及びスーザン・スターム教授が来日した。また、本研究科からは、2004 年 3 月に大沼保昭教授がミシガン大学を訪問した。

リチャード・プライマス ミシガン・ロースクール助教授

専門: 憲法, 雇用差別

主要著書:

The American Language of Rights, Cambridge University Press, 1999; 'The Canon Has a History.', *Yale J.L. & Human.* 14, no. 1 (2002): 221-4.

マイケル S. バー ミシガン・ロースクール助教授

専門: トランスナショナル法, 裁判権と準拠法の選択, 金融機関問題

主要論文:

'Banking for the Unbanked.' *Law Quad. Notes* 45, no. 2 (2002): 60-3; 'Banking the Poor,' *Yale J. on Reg.* 21, no. 1. Forthcoming.

ジェフレイ A. フェイガン コロンビア・ロースクール教授

専門: 刑法, 刑事学

主要著書:

The Changing Borders of Juvenile Justice: Waiver of Adolescents to the Criminal Court, co-edited with F.E. Zimring, University of Chicago Press, 2000; *Workin' Hard for the Money: The Social and Economic Lives of Women Drug Sellers*, co-authored with D. Baskin and I. Sommers, Huntington NY: Nova Science Pub., 2000.

スーザン・スターム コロンビア・ロースクール教授

専門: 雇用差別, 就業規則

主要著書:

‘Rethinking Race, Gender and the Law in the Twenty-first Century Workplace’, 12 *Performance Improvement Quarterly* 20, 1999.

Who’s Qualified?, co-authored with Lani Guinier, Beacon Press, 2001.

CEVIPOF との交流

国立政治学財団(FNSP)附属現代フランス政治研究所 (CEVIPOF) より、ジャンヌ・モシュ＝ラヴォ研究主任が 11 月に来日し、2 週間の滞在中、COE「先進国における政策システムの創出」プロジェクトと共催により、第 149 回比較法政セミナーで「ジェンダーと政治 - フランスにおける男女の政治的平等 (パリティ)」と題し報告を行った。また、本研究科伊藤洋一教授が 10 月に同研究所を訪問した。

ジャンヌ・モシュ＝ラヴォ 国立政治学財団附属現代フランス政治研究所研究主任

専門: 文学と政治学、政治行動、ジェンダーと政治

主要著書:

André Malraux et le gaullisme [André Malraux and Gaullism], Paris, Armand Colin, 1970 (compact edition 1982); *Les lois de l’amour. Les politiques de la sexualité en France(1950-1990)* [The Laws of Love: The Politics of Sexuality in France 1950-1990], Paris, Payot, 1991 (a pocket collection, with a hundred new pages on the period 1990-2002, 2002); *Femmes/Hommes. Pour la parité* [Women/Men Towards Parity], Paris, Presses de Sciences Po, 1998; *La Vie Sexuelle en France* [Sexual Life in France], Paris, Éditions de la Martinière, 2002.

比較法政シンポジウム

第 8 回比較法政シンポジウム 2003.2.7 学士会館 2 階 203 号

「現代社会における裁判所の役割」

主 題：合衆国憲法第 1 修正の宗教条項 - 解釈方法論の一例として

報 告：アントニン・スカリア（合衆国最高裁判所裁判官）

主 題：裁判所の政治学？

コメント：谷口将紀（東京大学助教授）

司 会：寺尾美子（東京大学教授）

【レポート】

「現代社会における裁判所の役割」と題する比較法政国際センター設立 10 周年記念シンポジウムが、合衆国最高裁判所のアントニン・スカリア裁判官をゲスト・スピーカー、東京大学の谷口将紀助教授をコメンテーターとして、開催された。

スカリア裁判官の「リアリズムと宗教条項」と題する講演では、合衆国憲法第 1 修正の宗教条項に関する最高裁判例を題材に、憲法テキストの解釈方法論について論じた。スカリア裁判官の考えでは、憲法解釈はまず第 1 に、憲法のテキストに基づかなければならない。第 2 に、そのテキストは採択された当時に理解された「原意」（制憲者がどのような意図でテキストを書いたかを基準とする original intent ではなく、採択当時にテキストがどのように読まれたかを基準とする original meaning）の通りに解釈されなければならない。後の時代に新たな意味を盛り込むことはできない。第 3 に、原意が確定できない場合には憲法制定当時以来の伝統に沿って解釈適用されなければならない。そして第 4 に、憲法は不変であり、「生きた憲法」という考え方を否定する。社会が変わったというのであれば、所定の手続に従って憲法修正がなされるべきである。

たとえば合衆国最高裁判例では、州法が世俗的目的をもち、主たる効果が宗教への援助ではなく、州が宗教団体の運営に過度の関わりをもたない場合にのみ政教分離原則を満足する、というレモン・テストが用いられているが、宗教に関する出版物について売上税を免税とする広く確立してきた慣行を 1989 年

の判決で違憲としたのは誤りである。長く受け入れられてきた慣行と抽象的定式とが衝突するとき、変容されるべきなのは慣行ではなく抽象的定式の方である。また、もっぱら宗教活動に用いられている施設について財産税を免税とする伝統的慣行が合憲とされたことについて、それを単なる例外として、原則としての抽象的定式に手を触れようとしないのも誤りである。私たちの社会で憲法をどのように理解してきたかが解釈を支配するのであって、社会から隔離された純理論的思考が支配するのではない。令状なしの搜索押収をさまざまな場面で認めてきたにも関わらず「無令状の搜索押収は一般的にいて違法である」という第4修正の原則に固執することについても、同じ批判が向けられる。

また、州にやむにやまれぬ利益のない限り宗教的信念に従った活動を禁じえない、という判例が1990年に否定されたのは正当である。宗教的良心について法の適用に例外を設けることを、法律そのもので認めていないのに、憲法の名のもとに行うというのは司法の傲慢である。実際、「やむにやまれぬ州の利益」という判例のもとでも憲法上の伝統的慣行は違憲とされることなく、原則は従われていなかった。現実を前にしてなお抽象的定式にしがみつくなのは本末転倒である。以上が、スカリア裁判官の講演の概要である。

谷口助教授は「裁判所の政治学？」と題するコメントで、裁判所を巡る政治力学に関する政治学上の分析手法について、とりわけアメリカでの研究を中心に紹介した。ここではとくに、政治学の中でも合理的選択理論というアプローチにより、最高裁裁判官の指名、裁判所と議会の関係、最高裁と下級裁判所、という3つの場面にみられる政治力学を演繹的に分析した。

まず最高裁裁判官の指名については、大統領はいつも自分のイデオロギーに一致する人を指名できるとは限らず、上院での承認可能性を考えて戦略的に行動しなければならない。裁判官の指名は単なる理念や人物の問題ではなく、大統領、上院、裁判所という政治的アクター間のインタラクションによって行われていることが示される。次いで同じ考え方を裁判所と行政府、議会の関係にも応用し、行政府、議会、裁判所のそれぞれが「次の一手」を先読み合った結果としてそれぞれの政策はとらえられるべきであるとする。そしてこのようなアプローチを最高裁判所と下級裁判所の関係にも当てはめると、下級裁判所が最高裁判所の忠実なエイジェントとして最高裁によって示された判例、政策に

従う一方で、すべての事件が上告されるわけではないことを下級裁判所は利用して、大限自己の政策選好を反映させようとするのがみえてくる。

このようなアプローチはデータによって裏付けられ、また日本の裁判所についてもマーク・ラムザイヤー教授は、政治的思惑が司法キャリアに影響を与えることを統計的手法を用いて実証している。それゆえ現代社会においては裁判所を含めた権力の民主的統制が不可欠の要素となる。しかるに日本における裁判所の民主的コントロールが十全に機能しているか、と問題提起することで、谷口助教授はコメントを締めくくる。

質疑応答においては、スカリア裁判官の憲法解釈方法論について法学のみならず政治学の視点からもさまざまな角度からの質問がなされた。明確なテキストには当然に従うべきこと、市民の意思によってその伝統に従った憲法が民主的に制定される限りでは同じ解釈方法論がアメリカ以外でも妥当すると考えていること、合衆国憲法の原意は「イギリス人の権利」を確保するという意図から相対的に明確であること、比較法は立法の際には有用であっても憲法解釈においては関連性のないこと、テキストや原意や伝統から導き出せない判例でも法律家としては先例拘束制により従うことはあること、しかし民意を無視してエリート的に裁判官が自らの考えを「生きた憲法」の中に読み込むことまでする結果として裁判官任命が政治問題化してしまっている、と指摘したところで時間切れとなった。

スカリア裁判官は現在の合衆国最高裁の9名の裁判官の中でも屈指の論客であり、齒に衣着せぬ、それでいて鋭い議論はしばしば注目的となっている。その憲法解釈方法論はかならずしも最高裁の中でも多数派とはなっていないものの、憲法の役割を小さくとらえる一方で、社会の変遷への法の対応は民主的過程によってなされうることを強調し、その場合に連邦制が各地域での民意を反映する機能を果たすことも指摘する。また憲法解釈で重視する「原意」が不明である場合もままあることは否定しないけれども、相対的に明らかであることが多く、いずれにせよ「生きた憲法」というまったく基準のない裁量判断を裁判官に与える解釈方法論よりははるかに明確な結論を導くとする。そして「生きた憲法」という考え方が、裁判官の法律家として果たしうる任務から逸脱させ、現在のように連邦裁判官の任命を政治問題としてしまっていることは、

嘆かわしいが当然の成り行きであるという。限られた時間ではあったが、本シンポジウムでスカリア裁判官と日本の法学者、政治学者との間で活発な議論ができたことは、有意義なことであったと考える。（浅香吉幹）

第9回比較法政シンポジウム 2003.3.13 丸ビルホール

「現代社会の倫理と法」

第1部

主 題：企業倫理

報 告：柏木 昇（東京大学教授）

コメント：大杉謙一（都立大学助教授）

第2部

主 題：生命倫理

報 告：ノーマン・フォスト（ウィスコンシン大学教授）

コメント：大内尉義（東京大学教授）

要 訳：樋口範雄（東京大学教授）

第3部

主 題：知的財産法と倫理

報 告：中山信弘（東京大学教授）

コメント：相澤英孝（早稲田大学アジア太平洋研究センター教授）

総合コメント：3つの倫理をつなぐもの

柏木 昇、樋口範雄

司 会：伊藤 眞（東京大学教授）

共 催：学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」

第10回比較法政シンポジウム 2003.5.24 東京大学法学部4号館8階会議室

「人工生殖問題および自己決定権の諸相」

主 題：オーストラリア人工生殖法

報 告：三瀬朋子（東京大学大学院法学政治学研究科博士課程）

樋口範雄（東京大学教授）

主 題：スウェーデンにおける人工生殖で誕生した子供をめぐる法的問題

報 告：両角道代（明治学院大学助教授）
主 題：人工生殖で誕生した子をめぐる親子関係の準拠法問題
報 告：佐藤やよひ（関西大学教授）
講 演：マーシャ・ギャリソン（ブルックリン・ロースクール教授）
要 約：樋口範雄
主 題：臓器移植と自己決定権 - ミュンヘン臓器移植会議を題材に
報 告：安部圭介（成蹊大学助教授）
米村滋人（東京大学大学院法学政治学研究科修士課程）
主 題：尊厳死と自己決定権 - オレゴン州尊厳死法を題材に
報 告：岩田 太（上智大学助教授）
久山亜耶子（司法修習生）
司 会：樋口範雄
共 催：学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」

第 11 回比較法政シンポジウム（比較法政国際センター再設立記念シンポジウム） 2003.7.18 アカデミーヒルズ・六本木フォーラム オーディトリウム
「現代社会のガバナンスを考える」

第 1 部

主 題：企業とガバナンス - 世界と日本のコーポレート・ガバナンス
報 告：神田秀樹（東京大学教授）
コメント：マルコム・スミス（メルボルン大学教授）
金建植（ソウル大学教授）

司 会：宮廻美明（東京大学教授）

第 2 部

主 題：医療におけるガバナンス - 非営利団体のガバナンスの例として
報 告：樋口範雄（東京大学教授）
コメント：ロバート・レフラー（アーカンソー大学教授）
神作裕之（学習院大学教授）

司 会：宮廻美明

第 3 部

主 題：ガバナンスにおける法の意味 - 国際関係の法制度化について

報 告：藤原帰一（東京大学教授）

コメント：北岡伸一（東京大学教授）

城山英明（東京大学助教授）

司 会：蒲島郁夫（東京大学教授）

共 催：学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」

【レポート】

本センターの再設立を記念し、アカデミーヒルズ・六本木フォーラム オーディトリウムにおいて公開シンポジウムを開催した。

このシンポジウムでは、社会の高度化・複雑化・グローバル化の進展に伴い重要なテーマになっている「ガバナンス」を企業、非営利団体、国際関係の3分野から、検討し、報告とコメントが行われた。

第1セッション「コーポレート・ガバナンス」では、神田秀樹教授による報告が行われた。神田教授はコーポレート・ガバナンスとは、不祥事の再発防止（健全性）と企業の競争力強化（効率性）の視点から企業の経営を oversight する仕組みを企業のなかにどのようにして作り上げるかということであると、コーポレート・ガバナンス論議がなぜ、「流行」しているのか、コーポレート・ガバナンスに関する OECD 等の世界での議論を 2003 年 6 月に開催されたエビアン・サミットに言及しつつ紹介し、日本における議論と比較し、コーポレート・ガバナンス論議の「混乱」を指摘した。コーポレート・ガバナンスのあり方について、営利企業は利潤をあげることを目的とするが、そのプロセスには透明性と（健全性を含む）公正性が要求されるとした。神田教授の報告を受けて、マルコム・スミス教授はオーストラリアにおけるコーポレート・ガバナンスに言及し、'rule'ではなく、'principle'であると強調されており、'light touch'だという指摘もあり（Professor Lynn Turner）、オーストラリアのコーポレート・ガバナンスは、むしろ'traditional Japanese' かもしれないとコメントした。また、金建植教授は、韓国におけるコーポレート・ガバナンスの変容を紹介し、経済状況によってガバナンスが変容してきたことを指摘した。

第2セッションでは、「医療分野におけるガバナンス」問題が取り上げられた。樋口範雄教授は、非営利団体のガバナンスの一例として医療におけるガバナンスを検討した。医療事故の防止のためにガバナンスは重要であり、「誰のためのガバナンスか」「現実にはガバナンスとはどのようなシステムか」「健全性や効率性は、ガバナンスによって達成されるか」という問題に関連し、日本で注目されている3点、1) 医療事故に関する刑事司法（警察）の役割、2) 医療事故情報を集積し分析する第三者機関設定の提言、3) 個人情報保護法の成立、に言及し、医療におけるガバナンスの考察が、他の非営利団体、また営利団体（企業）のガバナンスの考察に及ぶかどうかを検討した。ロバート・レフラー教授は、アメリカと日本における共通の問題として医療分野におけるガバナンスの複雑さを指摘し、神作裕之教授は、営利団体と非営利団体のガバナンスを比較しながら、コメントを行った。

第3セッションでは、「国際関係におけるガバナンス」をテーマに藤原帰一教授が報告を行った。非公式の合意に支えられた国際関係は、公式の法や制度へ「進化」するものであろうか。それとも、非公式の合意は、それ自体としての有効性を保つのかという問題を提起し、国際関係における法制度化をめぐる諸問題について、法と制度は、国際関係と無縁なものなのか、国際関係の法化と制度化が今後も進むのか、あるいは法化と制度化は地域に限られた現象なのかという視点から、2つの議論（法的な拘束を高めて行く（法化論者）と、法化せず、ゆるやかな拘束による国際協力）について、どちらも問題を孕んでいるとし、ガバナンスにおける法の意味を検討した。この報告に対して、城山英明助教授は国際行政学の観点から、コメントを行った。ガバナンスは以前から存在していたが内在的な問題を抱えていた。単位の非均一性の問題、アカウントビリティの問題、WTOの問題を具体的な事例をあげながら、国際関係にもある種のガバナンスがあり、それをめぐる問題があり、法化には限界があると指摘した。北岡伸一教授は、外交史の視点から、ハロルド・ニコルソン著『外交』の、「外交の起源は共通の利益の発見である」を引用し、貿易においては共通の利益は比較的発見しやすいが、現在の利益を追求する安全保障は困難であるとした。共通の利益を発見していくことが制度化の実現をもたらすが、そのためには大枠の平和が維持されること、大枠の経済発展が継続するという2

条件が満たされなければならない。しかし、これらの条件は制度では決められない。さらにこのような条件に加え、人種間の共通の意識が必要であると指摘し、制度化は緩やかには進むが、完全には進まないとコメントした。

最後に、蒲島郁夫教授が3つのガバナンスの総括として、企業、非営利団体、国際関係におけるガバナンスについて論じられたが、国家のガバナンスについての議論が今回のシンポジウムではなかったこと、ガバナンスのキポイントは健全性と効率性であるが、これらを越えたところに重要性があるのではないが、懲罰的な透明性ではなく、学習的な透明性の必要を指摘した。

いずれのセッションも 150 席の座席数を大幅に上回る参加申し込みがあり、当日も補助椅子を使用しての開催となった。後日のアンケート調査でも、法学・政治学のコラボレーションによる今回のシンポジウムの試みは高い評価を得た。

また、シンポジウム終了後に同スカイルームで開催されたレセプションには 100 名以上の学内外からの出席者を迎え、菅野和夫本研究科長よりセンターの 10 年間の研究活動と今後の抱負が述べられ、佐々木毅総長による挨拶では、同日公表された「21 世紀 COE プログラム」に同研究科の法学系の「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」及び政治系の「先進国における《政策システム》の創出」プログラムの採択について言及がなされ、今後センターが国際学術交流の推進のために益々重要な存在となることが強調された。さらに、石川明文部科学省研究振興局長及び二宮正人サンパウロ大学法学部教授から祝辞をいただき、石井紫郎本学名誉教授（元副学長）の御発声によって乾杯が行われた。会場は 10 年間のセンターの人的ネットワークの構築を象徴するようななごやかな雰囲気満たされ、盛会の裡に終了した。（和田啓子）

第 12 回比較法政シンポジウム 2003.9.16 東京大学法学部 4 号館 8 階会議室 「人工生殖の法と倫理 - イギリス、オーストラリアそして日本」

第 1 部

概 観：各国の現状について

主 題：イギリスにおける人工生殖

報 告：デレック・モーガン（カーディフ・ロースクール教授）

主 題：オーストラリアにおける人工生殖

報 告：ローン・スキーン（メルボルン・ロースクール教授）

主 題：日本における人工生殖

報 告：家永 登（専修大学助教授）

要 約：樋口範雄（東京大学教授）

第 2 部

Q&A

出自を知る権利

姉妹からの卵子提供

凍結保存された精子および胚の夫死後の利用

司 会：樋口範雄

共 催：学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」

第 13 回比較法政シンポジウム 2003.12.7 山上会館会議室 (201 号・202 号)

主 題：実現主義にもとづくボーダーとそれを超える動き

報 告：李 昌熙（ソウル国立大学教授）

コメント：碓井光明（東京大学教授）

主 題：所得税法からみた日本の官と民

報 告：増井良啓（東京大学教授）

コメント：神田秀樹（東京大学教授）

パネルディスカッション

総 括：江頭憲治郎（東京大学教授）

司 会：増井良啓

共 催：学術創成プロジェクト「ボーダレス化時代における法システムの
再構築」

第 14 回比較法政シンポジウム 2004.1.13 本郷綱ビル 2 階本研究科 COE 会
議室

「新しいグローバル化社会をめざして(1)」

セッション 1

主 題：日本とイラク戦争

報 告：クリストファー・ヒューズ（ウォーウィック大学講師）

コメント：菅 英輝（九州大学教授）

Q&A

セッション 2

主 題：リージョナリズムとトランスナショナルな市民社会 - EUの事例から -

報 告：網谷龍介（神戸大学助教授）

コメント：ヒューゴ・ドブソン（シェフィールド大学講師）

Q&A

まとめ：グレン・フック（シェフィールド大学教授・東京大学法学政治学研究科 21 世紀 COE プログラム研究拠点形成特任教員）

高橋 進（東京大学教授・同 COE プログラム拠点リーダー）

司 会：宮廻美明（東京大学教授）

共 催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」

【レポート】

セッション 1

報告「日米同盟と東アジアにおける多国間枠組みに関する誤った展望・前提・主張」：東アジアにおける地域協力に関しては、堅固な二国間関係の存在こそが多国間協力の拡大・強化を導く礎であり、現にその方向へ向かいつつあるとする見方が増えている。しかし、この見方は一面的である。二国間の自由貿易協定(FTA)は米国を核とする放射線状のシステムを強化しているだけであり、近年増加してきた安全保障面での多国間枠組みも、諸国間の対等な関係を基調とする「開放的対話」・「協調」というよりは、米国の下での序列的な「指導された対話」・「覇権」という色彩の方が強いものとなっている。日本には国連を通じての多国間協力という選択肢もあり、現に PKO への参加も行われたが、この種の枠組みは地域における米国の影響力を強める形で使われてきた。今回の自衛隊イラク派遣も、米国との二国間関係の信頼性確保を企図したもの

である。

コメント：報告の大意には異論がない。が、1) 経済面での多国間枠組みにおいては米国の「指導」・「覇権」という性格は弱いのではないか、2) FTA は米国資本主導のグローバル化・自由化の下に諸国を包摂していくという意味で多国間主義的ではないか、また、安全保障面での多国間枠組みが十全に開花しないのは、二国間（日米）同盟よりもブッシュ Jr.政権の単独行動主義の方に原因があるのではないか、3) 二国間（日米）関係こそが多国間協力発展の基礎になるとする言説には、日本が安全保障面での活動を拡大することへの近隣諸国の懸念を打ち消すという政治的目的がある、4) 経済面での関係と安全保障面での関係に関連性はあるのか、5) ブッシュ Jr.政権は覇権主義的だが、クリントン政権は多国間枠組みに服する姿勢を持っていた。

質疑応答では、コメントで出された論点の他、北朝鮮問題の理解などについて論議された。報告者からは、1) APEC も 9.11 事件後は安全保障問題の比重が高まり、米国が全体の流れを支配するようになった、2) 北朝鮮は緩衝国という性格を持っているが、崩壊・統一という事態になっても地域秩序の大規模な流動化は生じない、3) ブッシュ Jr.政権は単独行動主義と理想主義とを組み合わせているところに特徴がある、等々の応答が為された。

セッション 2

報告：地域統合における民主性の弱さを補う処方箋として「トランスナショナルな市民社会の参加」が唱えられ、EU では一部の政策領域で市民社会組織を政策過程に組み込むことが行われている。これによって、統治能力向上や「下から」の欧州統合推進が期待されているが、民主主義の赤字の解決に直結するわけではない。統治効率化が組み込みの目的の一つであるため、参加組織には専門的能力が求められ、かつ、一定数に絞り込まれるからである。また、柔軟性・即応性を特長とする組織は概して小規模であり、欧州全体をカバーしてはいない。これに対し、言説空間の形成を本質視する討議デモクラシー論もあるが、政策領域毎の言説空間はあるとしても、全体を扱う言説空間の不在は否めない。さらに、それは「平等な市民」という前提からの乖離でもある。

コメント「地球市民社会と G8 サミット」：自発的結社・市民社会への関心は冷戦終焉後に高まった。排他的と批判されてきた G8 サミットも、正統性を

求めて市民社会への接近を試み始めた。1995 年のハリファクス宣言で市民社会への言及が初めて為され、1998 年のバーミンガム・サミットでは開催国首脳と NGO 代表の会談も行われた。それまでサミットに批判的・対抗的だった NGO 側でも、サミットへのロビー活動を目指す動きが現れている。2000 年の沖縄サミットでは森首相との会談や NGO センター設置などが行われたが、日本政府の対応には管理の色彩が見られた。その点で 2004 年の米国でのサミットが注目される。

質疑応答では会場から、1) EU に正統性は必要なのか、2) 国民国家で醸成された規範を地域統合に期待したことが無理、3) 「市民社会」をなぜ語るのか、等の論点が出された。報告者からは、1) 実体的な力が弱い EU (「巨大なシンクタンク兼広告代理店」) は業績に基づく支持を得られないので、「正統性」を論じざるを得ない、2) 報告の主題はその「無理」であるが、労使頂上団体での合意が立法過程をバイパスするなど、国民国家を超えたものも登場してきている、3) 「市民社会」への関心は政府・市場・既成利益団体のいずれも及ばない部分への関心に支えられているが、原理的には、市民社会組織の「参加」はコーポラティズムと変わりがない、といった応答が為された。(安井宏樹)

第 15 回比較法政シンポジウム* 2004.3.12 アカデミーヒルズ・六本木フォーラム オーデトリウム

「現代における倫理・社会規範と法 - ソフトロー研究の将来展望」

第 1 部：企業と倫理・社会規範

主 題：企業の社会的責任 - 経団連企業行動憲章や OECD 多国籍企業行動指針を例として

報 告：神田秀樹（東京大学教授・COE プログラム市場取引部門リーダー）

コメント：宮廻美明（東京大学教授）

加藤元彦（外務省経済局国際機関第二課長）

第 2 部：医療分野における倫理と社会規範

主 題：医療における規範とソフトロー

報 告：樋口範雄（東京大学教授）

コメント：畔柳達雄（兼子岩松法律事務所弁護士）

第 3 部：倫理・社会規範研究の理論的基礎

主 題：社会規範の法と経済 - その理論的展望

報 告：松村敏弘（東京大学助教授）

藤田友敬（東京大学助教授）

コメント：柳川範之（東京大学助教授）

総 括：中里 実（東京大学教授・COE プログラム政府規制部門リーダー）

司 会：中山信弘（東京大学教授・COE プログラム拠点リーダー/情報財部門
リーダー）

共 催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「国家と市場の相互関係における
ソフトロー」第 1 回シンポジウム
ビジネスローセンター
学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」

比較法制セミナー・フォーラム

比較法政セミナー

第 136 回比較法政セミナー 2002.11.6

主 題：フランスの最近の選挙と新政権の展望

報 告：ジャック・カブドゥヴィエル フランス国立政治学財団付属現代フ
ランス政治研究所主任研究員・本センター客員教授

用 語：英語

司 会：伊藤洋一 教授

* 日仏政治学会と共催

第 137 回比較法政セミナー 2002.11.19

主 題：国際商取引法委員会と最近の活動 - 債権譲渡法条約と動産担保法制

報 告：スピロス・バチナス 国連国際商取引法委員会上席法務担当官

用 語：英語

司 会：神田秀樹 教授

第 138 回比較法政セミナー 2002.12.13

主 題：韓国における会社合併と分割の法と税務

報 告：李 昌熙 ソウル国立大学教授

用 語：英語

司 会：柏木 昇 教授

第 139 回比較法政セミナー 2002.12.16

主 題：日本の官僚制は空洞化したか？構造改革の人材配分への影響

報 告：カーティス・ミルハウプト コロンビア大学ロースクール教授・本研
究科客員研究員

用 語：英語

司 会：樋口範雄 教授

* 英米法研究会と共催

第 140 回比較法政セミナー 2003.1.28

主 題： 商事的場面での物権的救済 - アメリカ・カナダの経験

報 告： デイビット・ライト アデレード大学ロースクール上級講師・本センター客員助教授

用 語： 英語

司 会： 樋口範雄 教授

* 英米法研究会と共催

第 141 回比較法政セミナー 2003.2.18

主 題： ヒトを対象とする研究について

報 告： アンナ・マストロヤンニ ワシントン大学ロースクール教授

用 語： 英語

司 会： 岩田 太 上智大学助教授

* 英米法研究会と共催

第 142 回比較法政セミナー 2003.2.19

主 題： 幹細胞研究をめぐる問題

報 告： アンナ・マストロヤンニ ワシントン大学ロースクール教授

用 語： 英語

司 会： 岩田 太 上智大学助教授

* 英米法研究会と共催

【レポート】

はじめに

マストロヤンニ教授 (University of Washington Law School) は、University of Pennsylvania Law School を卒業後、数年間の弁護士実務を経た後、University of Washington School of Public Health and Community Medicine において公衆衛生学の修士号 (M.P.H.) を取得し、現職についている。ロースクールの他にも同教授は公衆衛生学部、医学部などでも教鞭をとっている。すでに 4 冊の著作および多数の論文が公刊されており、社会的にも National Academy of Science's panel

on Institutional Review Board, White House Advisory Committee on Human Radiation Experiments, Institute of Medicine などの様々な場所での活躍などによく知られている。2002 年には Greenwall 財団から定評のある Greenwall Faculty of Scholar in Bioethics に任命され、今後 3 年間は授業負担が半減されその分研究に集中できる特権を享受することになっている。現在の研究関心は、幹細胞、ヒト胚、補助生殖医療技術の利用に対する規制の問題点などである。そこで今回はヒトを対象とする医学研究規制についての合衆国の状況について 2 回にわたって報告してもらった。

ヒトを対象とする研究について

合衆国においては、ヒトを対象とする研究に対する規制原理の中で最も重要な正義の観念が、過去 25 年間という比較的短期間に大きく変遷してきた。すなわち、当初は社会的弱者の人権を無視して行ってきたスキャンダラスな研究が相次いで暴露されたのを受け、それらの弊害をなくすために社会的に弱い人々を保護することに主眼をおいて、それら社会的弱者を研究対象から排除することによって保護を図ろうとされていた。その後、実験段階にある最先端の医療から受ける医学的な利益が社会的に認識されるようになったことの反映として、社会的弱者を研究対象から排除するのではなく、むしろ臨床研究に参加することを保障することが重要であるという考え方にシフトし、すべての者に公平に研究へのアクセスを保障することに規制のあり方が変化してきた。しかしながら、いわば実験段階にある最先端の医療は、その特性としてその技術が確立したものではないため、通常の医療以上に危険性がある。被験者が重大な被害を受けたいくつかのショッキングな事例を機に、社会が遅まきながらそのことに気づき始めると、一転してまた保護へと重点が移るというサイクルを経てきた。このように合衆国では、過去 2-30 年という比較的短い期間に、医学研究(臨床研究)に対する社会の認識が大きく変化してきたことの反映として、研究に対する規制のあり方も大きく揺れてきたことがわかる。

合衆国では、このような研究対象者(被験者)の保護をめぐる 180 度異なる政策がとられてきて、その意味では被験者保護のために様々な施策を経験してきたにもかかわらず、依然として、医学研究に対する規制が十分でなく、

規制のあり方も、単に書類を増やしたり、その書類を審査するだけのいわば形式的な手続を増やす方向へと向かっており、研究を本当の意味で倫理的に行うようにはなっていない。その解決は簡単ではないが、研究者個々人が、研究の財源の観点だけでなく、十分な数の被験者を集める上でも一般市民からの理解をえることの重要性を認識し、自らの中に研究における倫理を植え付けることが重要で、そのためには教育しかないという。しかし、教育をするといっても、研究倫理に関するクラスを医学教育の中で必須科目にするだけでは、書類を増やすだけの規制と同様、単にクラスを受ければよいというマインドになってしまい、倫理的な行動を内部化することに成功するとは限らないというジレンマも生まれる可能性があり、簡単ではない。

幹細胞研究をめぐる問題

胚性幹細胞 (Embryonic Stem Cell, ES 細胞) の利用研究をめぐるのは、人々の見解が大きく分かれている。それは、根本的には胚性幹細胞が生殖補助医療の際にうまれる余剰胚や中絶胎児組織から作成され、いわば生命の始期ともいえる受精卵 (胚) から作られたものを研究利用していると性格づけられることに関係している。他方、とりわけ、胚性肝細胞はさまざまな細胞に分化する能力 (多分化能) を持っているとされるため、慢性的に臓器提供者不足に悩んでいる移植医療に対する救世主的存在とされ、再生医学などにおける期待は大きく、いわば社会的な需要が存在することも事実である。

合衆国においては、このように生命の始期にかかわるという倫理的な問題をはらむだけでなく、連邦制という独特な統治機構の問題、また、中絶問題など宗教的な背景もからんで、胚性幹細胞研究における規制のあり方が必ずしも適切なものにはなっていない状況である。具体的には、2001 年に現 Bush 政権によって出された政策によって、現存する 72 の細胞株についての研究に対してだけは連邦の資金による研究が可能であるが、それ以外については、連邦資金を得ている公的な機関では研究できない状況になっている。他方、連邦資金を得ていない純粋な私的な部門における研究は全く規制されず、さらに、カリフォルニア州などの一部の州ではむしろ積極的にこのような研究を行う私企業を誘致するという政策を立て始めているというバランスを欠いた状態になっ

ている。

現在のルールの下では、大学などの公的な研究機関は、72 の細胞株についての研究だけに実質的には限定されており、それら既存の細胞株で質量ともに十分な研究の実施に耐えうるのかさえ不明な状況もあるとされ、基礎医学研究だけでなく、医療の発展においても十分な研究のレベルが維持できるのかという疑問がある。確かに、私企業による研究は自由に行える建前であるが、営利を目的とする企業は、科学の発展には必須だが短期的に営利に結びつきにくい基礎的な研究を行うとは考えにくい。基礎的な研究がある所になれば、当然応用部分での限界も明らかである。そのような状況では、期待も大きい医療への応用も確保できないと言わざるをえないので、むしろ、連邦資金によって行うことのできる研究の範囲を拡大することによって、研究の拡大を図る一方、適正な規制を私的な部門による研究にも加えることが可能になるのではないかと主張する。

以上が2回にわたって行われた報告の概略であるが、いずれも合衆国において臨床医学研究、細胞研究に対する規制と促進のバランスが必ずしも適切なものではない状況についての報告であり、改めて規制が要請される部分と医学・医療の発展のために研究を促進していかなくてはならない部分をいかに適正に調整すべきかという問題の困難さを認識させてくれるものであった。本報告では、合衆国に焦点が当てられており、そこには必然的にアメリカの連邦制、また、中絶問題など宗教的な背景もからんだ特殊アメリカ的要因が重要な意味を持っているという限界はあるにせよ、合衆国においても研究規制のあり方において書類を増やすだけの単に手続的側面だけに依拠する方法では十分な規制となりえないことが認識され始めているという興味深い報告であったと思われる。はじめの報告に関連する論考として、Swinging on the Pendulum: Shifting Views of Justice in Human Subjects Research Policy, 31(3) Hastings Center Report 21 (2002)が参考となる。その他には、Beyond Consent: Seeking Justice in Research (J. Kahn and J. Sugarman, Oxford) などの論考がある。

(岩田 太)

第 143 回比較法政セミナー 2003.3.20

主 題：医療と安全について

報 告：森 亘 日本医学会会長・東京大学名誉教授

用 語：日本語

司 会：チェン・ポール 教授

第 144 回比較法政セミナー 2003.3.26

主 題：ホップスの理論における政治的義務の問題

報 告：キンチュ・ヒュークストラ オックスフォード大学ペリオールカ
レッジ講師

用 語：英語

司 会：福田有広 助教授

第 145 回比較法政セミナー 2003.7.2

主 題：末期医療における事前指示書 - 倫理的・実際の問題・これに代わる
アプローチとは

報 告：レベッカ・ドレッサー ワシントン大学ロースクール教授・本研究
科客員研究員

用 語：英語

司 会：樋口範雄 教授

* 英米法研究会と共催

第 146 回比較法政セミナー 2003.7.2

主 題：雇用差別における問題解決アプローチ

報 告：スーザン・スターム コロンビア大学ロースクール教授

用 語：英語

司 会：寺尾美子 教授

* 英米法研究会と共催

第 147 回比較法政セミナー 2003.7.11

主 題：華南における皇帝と祖先、国家と宗教 - 物への権利と政治的諸観念、
各々の在り方に対して儀礼がもった意義

報 告：デイビッド・フォーレ オックスフォード大学セント・アントニー
ズ・カレッジフェロー・本センター客員教授

用 語：英語（日本語抄訳あり）

司 会：松原健太郎 助教授

第 148 回比較法政セミナー 2003.9.6

主 題：イラクに対する武力行使とその後 - 法的諸問題

報 告：李 兆杰 精華大学教授・本センター客員教授

「対イラク戦争の法的正当化としての先制自衛理論？」

ヴェラ・ゴラン=デバ ジュネーブ国際問題高等研究所教授

「国際連合と集団的決定を強制する一方的要求 - 合法性、正統化お
よび共同体利益の諸問題」

用 語：英語

司 会：中谷和弘 教授

* 東大国際法研究会（第 251 回）と共催

第 149 回比較法政セミナー 2003.11.27

主 題：ジェンダーと政治 - フランスにおける男女の政治的平等（パリティ）

報 告：ジャニーヌ・モシュ=ラヴォ 国立政治学財団付属現代フランス
政治研究所研究主任

用 語：英語

司 会：城山英明 助教授

* 日仏政治学会、東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策シ
ステム》の創出」と共催

第 150 回比較法政セミナー 2004.3.16

主 題：名誉の保護の欧米比較

報 告：ジェイムス・Q・ホイットマン イェール大学ロースクール教授

用 語：英語

司 会：樋口範雄 教授

* 英米法研究会と共催

比較法政フォーラム

第 120 回比較法政フォーラム 2003.4.16

主 題：東アジアに於けるミサイル防衛 - その影響と潜在的リスク

報 告：池上雅子 スtockホルム大学アジア太平洋研究所所長・準教授

用 語：英語

司 会：藤原帰一 教授

第 121 回比較法政フォーラム 2003.5.14

主 題：アメリカの大学入学選考における人種を考慮したアファーマティ
ヴ・アクション（積極的差別改善措置）について

報 告：リチャード・プライマス ミシガン大学ロースクール助教授

用 語：英語

司 会：寺尾美子 教授

* 英米法研究会と共催

第 122 回比較法政フォーラム 2003.6.4

主 題：憲法問題の司法審査 - 最高裁判所のアプローチの日米比較

報告者：カール・F・グッドマン 弁護士・ジョージタウン大学ローセンタ
ー非常勤教授・本研究科客員研究員

用 語：英語

司 会：浅香吉幹 助教授

* 英米法研究会と共催

【レポート】

グッドマン教授の報告は以下の通りである。

執行部、立法部いずれの政府機関の行為であれ憲法に従っているかを司法が

判定するという、アメリカの司法審査制概念は、200 年前にマーベリ対マディソン判決によって確立した。マーベリ判決はアメリカで二大政党制が成立した直後の政治的対立の激しい時期に下された。マーシャル首席裁判官の判決は以下のようなアメリカの法の支配の体制の基礎となっている。憲法が最高法規であると判示する；事件または争訟に憲法も含めた法を解釈適用するのは裁判所の機能である；それゆえ立法部や執行部の行為が合法か否かは最終的には裁判所が判断する。憲法に矛盾する立法は違法であり、それゆえ無効である。

アメリカの憲法と同様に日本国憲法も、憲法が最高法規であると規定している。さらに日本の裁判所は司法審査の権限を付与されている。しかし日本国憲法成立以来日本の最高裁判所が日本法を違憲とした件数よりも、最近の合衆国最高裁判所が 1 年間に連邦法および州法を違憲とする件数の方が多いためである。そして定数配分訴訟を別にすると、日本で違憲とされた法律のいずれも、戦後の政治的エリートや政権与党の支持するものではなかったのである。違憲とされた尊属殺、森林法、郵便法のいずれも戦前の法律である。広島郵便局事件は政府提出法案ではなく議員提出法案であり、いずれにせよ最高裁で重要なものとはみなされてこなかった。

定数配分訴訟は戦後の政府提出法案に関するものであり、最高裁の違憲判決は勇敢で重要なものであった。しかし事情判決の法理を用いることにより、最高裁は定数配分訴訟でいかなる救済も与えることをしていない。それどころか事件の後、最高裁が違法に選挙されたものとした立法部が、違法なはずの任期をつとめあげることになった。最高裁は、最悪の選挙区から選出された国会議員についても資格剥奪せず、一定期間内に憲法適合的な選挙法を立法する条件で国会の継続を認めることもしなかった。法の支配の観点からは、違法に選挙された議会が引き続き立法を行うことを認めるような最高裁判決は、深刻な問題をもたらす。

日本の司法審査制の歴史は、歴史的観点からみれば実際にはアメリカの歴史と異なるものではない。すなわち、アメリカの憲法史の最初の 50 年間には、合衆国最高裁判所は違憲判断のためにマーベリを適用することは稀であった。最高裁が司法審査権限を積極的に利用するようになったのは比較的最近のことである。さらにジャクソン大統領はアメリカ・インディアン部族に権利を与

える最高裁判決を認めないとしてその執行をしなかったし、第二次大戦中の日系人強制収容に関する最高裁判決は深刻な法の支配問題を引き起こしている。

日本の最高裁判所がやってきたことは、将来の司法審査権限の行使の礎となるものであり、それゆえ最高裁は将来において法の支配のもとで憲法の積極的擁護者となる可能性を確保してきたといえる。それでも裁判官の俸給を引き下げる予算を容認するような最近の司法の行動は懸念材料である。（浅香吉幹）

第 123 回比較法政フォーラム 2003.6.18

主 題：破綻したシステム - 合衆国における誤った死刑判決の問題状況と原因

報 告：ジェフリー・フェイガン コロンビア大学ロースクール教授

用 語：英語

司 会：浅香吉幹 助教授

* 英米法研究会と共催

第 124 回比較法政フォーラム 2003.10.22

主 題：法の支配と合衆国憲法第 11 修正

報 告：トーマス・K・ギルフル フィラデルフィア公益法律事務所主任弁護士

用 語：英語

司 会：浅香吉幹 助教授

* 英米法研究会と共催

第 125 回比較法政フォーラム 2003.12.5

主 題：国境を越えた法律改革

- アメリカ法律協会のグローバルな法律改革への取り組み -

報 告：ランス・リーブマン コロンビア大学ロースクール教授

用 語：英語

司 会：宮廻美明 教授

東京大学 21 世紀 COE プログラム支援

21 世紀 COE (The 21st Century Center of Excellence) プログラムは文部科学省により、2002 年度よりスタートした。本研究科では今年度、ふたつのプロジェクトが採択された。本センターは、「国家と市場の相互関係におけるソフトロー：ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」と「先進国における《政策システム》の創出：比較政策システム・シナジー・コアの構築」の両プロジェクトの研究・教育活動を全面的に支援し、外部オフィスのセット・アップを行い、両プロジェクトにおける国際学術交流に関する活動を強化するために、シンポジウム、セミナー、ワークショップの開催、国内外からの研究者の招聘、パンフレット・資料の作成等に貢献してきた。特に、「ソフトロー」プロジェクトの第 1 回シンポジウム「現代における倫理・社会規範と法 - ソフトロー研究の将来展望」を共催し（p. 23 第 15 回比較法政シンポジウム参照）また、「先進国における《政策システム》の創出」プロジェクトに関しては、2001 年 9 月に英国シェフィールドで開催した Anglo-Japanese Academy (AJA) の Follow-up Meeting を共催で行った。ここでは、AJA フェローの現在の研究についての報告や、シニア研究者とフェロー間で AJA の今後についての意見交換を行い、この会議に続き、「新しいグローバル化社会をめざして」と題したシンポジウムを同様に共催した。このシンポジウムでは、AJA のメンバーが報告者あるいはコメンテーターとなり、活発なディスカッションが実現した。（p.20 第 14 回比較法政シンポジウム参照）

このように、本センターは本研究科の COE プロジェクトにおける国際学術交流の新しい様々な活動にチャレンジし、グローバルな教育・研究の重要な基盤として活動を行った。

客員研究員

本研究科客員研究員の受入における支援を行い、2003 年度、以下の客員研究員が新たに在籍した。

氏名：劉 玉苓

所属：中国人民銀行法務部主任科員

期間：2003.4-2004.3

研究テーマ：預金保険法律制度の研究

受入教官：道垣内正人

氏名：Carl F. Goodman

所属：弁護士・ジョージタウン大学ローセンター非常勤教授

期間：2003.4-2003.7

研究テーマ：日本の民事訴訟法

受入教官：浅香吉幹

氏名：Marsha Garrison

所属：ブルックリン・ロースクール教授

期間：2003.5-2003.6

研究テーマ：生命倫理と法に関する日米比較

受入教官：樋口範雄

氏名：Rebecca S. Dresser

所属：ワシントン大学ロースクール教授

期間：2003.6-2003.7

研究テーマ：生命科学における研究倫理

受入教官：樋口範雄

氏名：Robert B. Leflar

所属：アーカンソー大学教授

期間：2003.6-2003.8

研究テーマ：Comparison of Japanese and US Strategies to Reduce Medical Error

受入教官：樋口範雄

氏名：祁 建民
所属：南開大学歴史学院助教授
期間：2003.6-2004.5
研究テーマ：蒙疆政権と日本 - 「大モンゴル主義」と「極東地域主義」との葛藤
受入教官：北岡伸一

氏名：金 聖哲
所属：世宗研究所研究委員
期間：2003.8-2004.7
研究テーマ：日本の北東アジア外交
受入教官：北岡伸一

氏名：鄭 威莉
所属：台湾高等法院判事
期間：2003.9-2003.12
研究テーマ：法律扶助制度の運営及びその基金の管理について
受入教官：高橋宏志

氏名：Glenn D. Hook
所属：シェフィールド大学東アジア研究大学院教授
期間：2003.10-2004.1
研究テーマ：テロリズムに対する日本の政治的対応について
受入教官：高橋 進

氏名：Gill Steel
所属：東京国際大学日本研究プログラムアカデミックコーディネーター
期間：2003.10-2004.9
研究テーマ：投票行動と世論
受入教官：蒲島郁夫

氏名：胡 澎
所属：中国社会科学院日本研究所助理研究員
期間：2003.11-2004.1
研究テーマ：戦後における日本女性の政治参画
受入教官：渡辺 浩

氏名：Pierre Etienne Will
所属：コレージュ・ドゥ・フランス教授
期間：2003.11-2003.12
研究テーマ：後期帝政中国における官僚制と行政
受入教官：松原健太郎

氏名：Bérénice Jallais
所属：ポワティエ大学助教授
期間：2003.11-2004.11
研究テーマ：核安全保障及び食品の安全性に関するフランスの立法
受入教官：大村敦志

氏名：朴 貞勲
所属：慶熙大学校法科大学専任講師
期間：2003.12-2004.2
研究テーマ：情報法研究
受入教官：小早川光郎

氏名：Georgios Mousourakis
所属：オークランド大学上級講師
期間：2004.1-2004.2
研究テーマ：比較法の方法論
受入教官：佐伯仁志

氏名：周 永勝
所属：上海对外貿易学院大学講師
期間：2004.1-2005.1
研究テーマ：商事信託法原理及び活用
受入教官：能見善久

氏名：陳 文福
所属：青海省知的財産権局特許弁理士
期間：2004.1-2005.1
研究テーマ：特許訴訟
受入教官：大淵哲也

氏名：呉 華

所属：中国人民武装警察部隊学院助教授

期間：2004.1-2005.1

研究テーマ：出入国管理行政法の比較研究

受入教官：小早川光郎

氏名：張 彦麗

所属：北京日本学研究センター講師

期間：2004.2-2004.6

研究テーマ：日本における新カント主義の受容、展開と意味

受入教官：荻部 直

氏名：崔 建鎬

所属：ソウル地方法院東部支院判事

期間：2004.3-2005.2

研究テーマ：多数当事者訴訟

受入教官：伊藤 眞

インタビュー

石井紫郎東京大学名誉教授

「国際交流事始め - ある日本研究者の国際交流歴」

比較法政国際センター助手

和田 啓 子

「知識は高貴な宝であって、
だれしもそれを独りで持っていようとするならば、
それはかれからも日に日に減って行くような性質^{たち}のものである。」¹

<プロフィール>

1959 年東京大学法学部卒業後、同助手、1962 年助教授、1972 年教授。1990 年 4 月～1992 年 3 月同法学部長、1993 年 4 月～1995 年 3 月東京大学副学長を務める。1995 年退官後は国際日本文化研究センター教授、総合科学技術会議議員を歴任、現在は独立行政法人日本学術振興会学術システム研究センター副所長。1980 年シーボルト賞、1997 年ドイツ連邦共和国功勞勲章一等功勞十字章。

主要著作：『日本国制史研究Ⅰ・権力と土地所有』東京大学出版会 1966 年
『日本近代法史講義』編著 青林書院新社 1972 年
『日本思想大系 27・近世武家思想』編著 岩波書店 1974 年
『日本国制史研究Ⅱ・日本人の国家生活』東京大学出版会 1986 年
『外から見た日本法』共編著 東京大学出版会 1995 年
Fast wie eigen Vaterland 共編 iudicium 1995 年
『転換期の大学院教育』編著 (財)大学基準協会 1996 年
『図説・判決原本の遺産』共編著 信山社 1998 年
『明治前期の法と裁判』共編著 信山社 2003 年

¹ 『ザクセンシュピーゲル・ラント法』(久保正幡・石川武・直居淳 訳 創文社 1977 年 p.15)。

石井紫郎名誉教授はインタビューに際して、まず、法学部在職中の海外出張の記録をピックアップされた。「僕の国際交流の歴史を思い出すため」とおっしゃり、個々の出張年の元号を西暦に変えながら、時々、「これはあとで重要」とマーカーで線を引かれた。

和田：石井先生がドイツに留学されたのが 1965 年ですが、それ以前に、「外国」を意識されるようになったのは、いつ頃でしょうか。もちろん、第二次世界大戦というような歴史的なことは別の意味ですが。

石井紫郎名誉教授（以下、石井）：学部を卒業して、研究室に入った頃（助手として採用された 1959 年）いつかは自分も留学するだろうという想いはありました。というのは東大の法学部の人材養成の方法として、必ず留学に出しているということが行われていたからです。現に、私が大学三年になる直前にローマ法の片岡（輝夫）先生が帰国されていました。そして 2 年間のイタリア留学中の経験をいろいろと話してくださった。若いときに海外留学させることは、戦争中をのぞいて東大法学部の人材育成の伝統としてありました。そのときから、漠然と留学先はドイツだと思っていました。

和田：漠然と？

石井：はい、漠然と。まず高等学校のときにドイツ語を勉強していたので、身近に感じていたことや法学部の講義では必ずドイツ語のタームが出てくると、そして第 2 に日本法制史という学問がドイツの法制史の伝統的な流れのなかにあったということです。初代は国学者ですから別として、二代目が宮崎道三郎先生²、三代目が中田薫先生³、四代目が石井良助先生⁴、そして私です。先生方は皆、ドイツに留学されていた。これは東大法学部の伝統で、京都大学などで日本法制史の専門家が留学することはなかったと思います。さらに、研究

² 1855-1928 参照：『宮崎先生法制史論集』（宮崎道三郎著 中田薫編 岩波書店 1929 年）。

³ 1877-1967 参照：『法制史論集』（岩波書店 1926-1964 年）『徳川時代の文学に見えたる私法』（岩波文庫 岩波書店 1984 年）。

⁴ 1907-1993 参照：『略説日本国家史』（東京大学出版会 1972 年）『法制史論集』（創文社 1972-1986 年） *A history of political institutions in Japan* (University of

室に入ってから、東大の学部内だけではなく他学部、他大学の先輩研究者たちと知り合い、ドイツの学問と深く接するようになりました。当時、久保（正幡）先生⁵のところへ、北大から東大へ内地留学で来ておられた石川武⁶、大学院生で西洋史専攻の直居淳⁷といった方たちが、久保正幡先生を中心に3人で13世紀前半に書かれた『ザクセン・シュピーゲル』（「ザクセンの鏡（*Sachsenspiegel*））という法書の翻訳に取り組んでおられました。それから、もちろん学部の研究室にもたくさんおられましたが、なかでも私がドイツ留学を身近に感じたのは村上淳⁸さんが私の一年前に留学されたことです。

和田：石井先生はハンブルク大学からベルリン自由大学へ移られていますね。

石井：法制史関係でドイツに留学する場合は、久保先生とのご縁があったハンス・ティーメ(Hans Thieme)先生がいらっしゃるフライブルク大学に行くのが普通だったのですが、私は法学部に行かず、文学部の歴史学教授だったオットー・ブルンナー(Otto Brunner)先生の下で学びたいと思い、西洋史の堀米庸三先生⁹に紹介状を書いていただきました。個人的なコネクションはなかったけれど、ブルンナー先生の著書は読んでいた、後に翻訳もしましたが¹⁰。村上さんは、はじめハンブルクのマックス・プランク研究所に留学されたのだけれど、そこではおもしろくない、石井がブルンナー、ブルンナーと言っているのを思い出して自分で手紙を書いて、ブルンナー先生のところに移ったのです。

Tokyo Press,1980)。

⁵ 1911- 参照—『西洋法制史研究—フランク時代におけるゲルマン法とローマ法』（岩波書店 1952年）『ヨーロッパ法の歴史と理念』（ハンス・ティーメ著 久保正幡監訳 岩波書店 1978年）。

⁶ 1927- 参照：『序説・中世初期の自由と国家—国王自由人学説とその問題点』（創文社 1983f年）http://www.hokudai.ac.jp/bureau/news/jihou9901/538_7.htm。

⁷ 後に助手、北海道大学文学部助教授在職中、1967年11月没（1933-1967）。論文「国王自由人とは何か—カロリング時代の史料的所見から」（『中世の自由と国家—西洋中世前期国制史の基礎的諸問題』久保正幡編 創文社 1963-1969年）共訳書『ザクセンシュピーゲル・ラント法』アイケ・フォン・レプゴウ 著 創文社 1977年）。

⁸ 1933- 東京大学名誉教授、現在は桐蔭横浜大学法学部教授。専門はドイツ法・比較法。

⁹ 1913-1975 参照：『中世國家の構造』社会構成史体系 第3部 世界史的発展の法、日本評論社 1949年）『西洋中世世界の崩壊』（岩波全書 1958年）『中世の光と影』（大世界史 7 文芸春秋 1967；講談社文庫、講談社 1978年）。

¹⁰ *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte* の翻訳『ヨーロッパ—その歴史と精神』（オットー・ブルンナー著 石井紫郎他訳 岩波書店 1974年）。

ですから、私がブルンナー先生のところに行くときは、村上さんという先駆者がいた。住まいの点でも、村上さんは最初の半年間、学生寮に住んでおられ、私にもドイツ語を勉強するためには寮に入ったほうが良いと薦められたので、それに倣った。

和田：石井先生も寮に入られたんですね。

石井：そう、寮に住んだ最大のメリットは、‘du’で話せるようになったことです。学校で勉強したドイツ語では、通常、‘Sie’でしか話せない。「俺、おまえ」で自然に話せるようになりました。

和田：寮は個室でしたか。

石井：個室です。シャワー、キッチンが共同。そこで手料理もしました¹¹。

和田：寮生活は、はじめから順調に？

石井：私の留学にとって決定的にプラスになった出来事があります。それは私が留学する直前、1965年4月から約一ヶ月のことです。ドイツ側のお金で3人のドイツの大歴史学者が来日したのです。当時80歳だったテオドル・マイヤー(Theodor Mayer)¹²、カール・ボーズル(Karl Bosl)¹³、ヘルベルト・ヘルビック(Herbert Helbig)¹⁴です。実はこれより前、1963年にヘルビック先生は一度来日しているのです。これは東北大学の総長だった黒川先生¹⁵がヘルビ

¹¹ 参照：石井紫郎「1960年代のドイツ留学」(*ICCLP Review* 2-2, 1999年 p.40)

¹² 1883-1972 参照： *Der auswärtige Handel des Herzogtums Österreich im Mittelalter*, Verlag der Wagner'schen Univ.-Buchh, 1909)、『ドイツ近世経済史』(テオドル・マイヤー著、上田作之助訳 慶応書房 1943年) *Fürsten und Staat : Studien zur Verfassungsgeschichte des deutschen Mittelalters* (Bohlau-Verlag, 1969) .

¹³ 1908-1993 参照： *Mensch und Gesellschaft in der Geschichte Europas* (List, 1972)、『ヨーロッパ社会の成立』(カール・ボーズル著 平城照介・山田欣吾・三宅立監訳 東洋書林 2001年)

<http://www.lib.meiji.ac.jp/serials/kiyou/no2/Emiyake/node2.html>;

<http://www.lib.meiji.ac.jp/serials/kiyou/no2/Emiyake/Emiyake.html> .

¹⁴ 参照：『ヨーロッパの形成—中世史の基本的諸問題』 H.ヘルビック著 石川武・成瀬治訳 岩波書店 1970年 .

¹⁵ 黒川利雄(1897-1988) 東北大学第10代総長(1957-1963) 医学者、癌研究の先駆者 .

ック先生と知り合って、招聘した。ところが、東北大学にはドイツ語の上手な人がいないために、面倒をみてほしいという話が東大に転がりこんだのです。この役を石川さんと直居さんが仰せつかった。当時、一橋大学の増田四郎、堀米、世良（晃志郎）といった大家や、石川、直居、そういえば木村尚三郎氏もいましたね、そういった中堅・若手が一緒になって、ドイツの「国王自由人学説」をテーマに研究会をやっていた。この研究会の成果は後に3冊の『中世の自由と国家—西洋中世前期国制史の基礎的諸問題』¹⁶として著されますが。この研究会にヘルピック先生をお呼びしたのです。そこでヘルピック先生は、びっくり仰天された。この研究会メンバーたちの議論のレベルの高さに驚嘆したのです。そして日本の主だった大学のほとんどに「西洋史」の学科、講座があることにも驚くとともに、彼はこれに対してドイツの大学の歴史学が東洋、日本に全く無関心であることを反省したのです。このような前提があって、3人の偉大な歴史家が来日することになった。ドイツの歴史学者が日本の歴史学の研究者たちともっと接触すべきだと考えたからです。はじめは10人の予定だったところ、予算の関係で3人になってしまったのですが、とにかく3人の大歴史家の来日が実現した。彼らは西洋史だけではなく日本史研究者たちとも話がしたいと予め希望を知らせてきた。それで先にお話した西洋史の研究会に日本史の歴史学者たちが呼びこまれた。石井良助、石母田正、永原慶二、井上光貞といった、当時の錚々たる日本史の学者たちが西洋史の研究者たちと比較国制史研究会を立ち上げることになったのです。そこに私も呼ばれ、石川、直居、先年急死された日本史の石井進、それに私の4人の事務局体制ができた。

和田：石井先生の事務局づくりはここにルーツがあるんですね。

石井：そうです。いろいろな経緯があって、資金集めも必要になって……。

和田：お金集めもなさったのですか。

石井：募金をすることになって、いろいろなところをお願いに行きました。

和田：国際交流事務局体制の始まりですね。

石井：それで、まず Secretary General が石川さん、外務大臣がドイツ語の能力から当然直居さん、そして大蔵大臣が石井紫郎。石井進さんは、急遽呼び集められた日本史関係者をまとめる、さしずめ内務大臣といったところですかね。

¹⁶ 久保正幡編 創文社 1963-69年。

お金は全部、私が管理しました。ひとつひとつ、細かくノートにつけて、後できちんと説明ができるようにしました。ドイツの先生方は一ヶ月の滞在中、日本各地を訪問しましたが、そのうちほぼ半分に私も同行しました。いつも外務大臣と一緒にいるとも限らないから、片言で案内もする。そんなふうにして、ドイツから来た歴史学者たちと緊密な関係ができました。私がドイツに行くまえの大事件のひとつです。

もうひとつは、ヘルビック先生のドイツの大学における日本史教育研究の貧しさに対する反省から出てきたことです。

彼は自分の大学（ベルリン自由大学）と交渉したのです。第1に、日本から若い研究者を招いてドイツ語で日本の歴史の講義をしてもらうための教官ポストを作ること。第2は、2年に1度、自分が大学の予算で日本の大学へ行って、西洋史を講義すること、です。

和田：個々の先生が大学と個別の交渉ができるのですか。

石井：ドイツでは、例えば、他の大学から来てほしいという話があると、教授は条件をつけることができるのです。その条件はそれぞれ異なります。給料を上げるとか、助手のポストを増やせとか。こういう交渉は要請があった大学だけではなく、現在自分が在職している大学に対してもできるのです。他の大学へ移らせたくないなら、こういう条件を受け入れてほしいというように。ヘルビック先生は自分自身に直接に利益になるような条件は出さずに、日独歴史学界の架け橋になれようとした。

そういうわけでできたポストに、それでは、誰が行くののだということになった。そうなると、例の外務大臣、直居しかいない。1965年当時は、北大の西洋中世史の成瀬治さん¹⁷がドイツ留学に行くことが決まっていた。そこへ直居氏もドイツに講義に行くことになった。当時としては破天荒の話なので、何とか1年間はもったけれど、西洋史教室の3人のスタッフのうち2人までも2年間外国へ出かけるのはいくらなんでも困る、どっちか帰って来いということになり、2年の予定で出かけた直居さんが1年で帰国することになった。それで、私がそのピンチヒッターに立つことになったというわけです。

¹⁷ 1928- 参照：『世界史の意識と理論』（岩波書店 1977年）、『ドイツ史』（成瀬治・山田欣吾・木村靖二編、山川出版社 1996-1997年）。

和田：ここで、石井先生のハンブルク大学からベルリン自由大学への移動につながるわけですね。

石井：1965 年 8 月に日本を出て 2 ヶ月間、ゲーテ・インスティテュートでドイツ語の勉強をして、11 月から翌年の 9 月までハンブルク大学、そして 10 月からベルリン自由大学に移り、翌年、8 月まで講師をしました。そういえば、ワールド・カップのロンドン大会はミュンヘンのホテルのロビーのテレビで観ました。「あのゴールは忘れない！」¹⁸です。あのときのドイツ人の憤激振りはすごかった。当たり前ですが。帰国直前の直居さんと道々、講義の引継ぎの話し合いをする目的もあって、例のカール・ボーズル教授を訪ねるためミュンヘン旅行をした時の話です。

フンボルト奨学金で留学したのですが、客員講師になったので途中でこの奨学金は放棄することになりました。このように、私の場合はさまざまな偶然が重なって、はじめから通常の留学とは異なるものになりました。ここから、ベルリン自由大学といろいろな関わりをもつようになり、のちに名誉博士を授与されることにもなったのです。

和田：1998 年 12 月ですね¹⁹。ヘルビック先生のご尽力で始まったこの制度は現在も続いていますか。

石井：結局、財政の問題で 86/87 年の冬学期、1987 年 3 月で終了しました。1987 年 5 月のドイツへの出張、「これは重要」と、さっき言ったのはその幕引きに招かれて行ったからです。講演を 3 つするというパフォーマンスが幕引きの仕事でした。

和田：「復活」は、なかったのですか。

石井：一度復活したのです。西川さん（西川洋一本研究科教授）はこのプログラムで行った。でも続きませんでした。財政的なこともあったのですが、ベルリン側での担い手がいなくなったことも大きい。ヘルビック先生の門下のクヌート・シュルツ(Knut Schulz)²⁰教授が定年退職したあと、大学や学部でこの

¹⁸ 「ウェンブリー・ゴール」参照：

<http://fifaworldcup.yahoo.com/02/jp/pf/h/pwc/1966.html> .

¹⁹ 1998 年 12 月 5 日授与。

²⁰ 1937- 参照： *Beiträge zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte des Mittelalters : Festschrift für Herbert Helbig zum 65 Geburtstag* (Knut Schulz 編, Bohlau, 1976);

プログラムのためにがんばってくれる教授がいなくなったのです。西川さんのあと、ひとり行っただけで終わりました。いかにヘルビック先生とその弟子のシュルツ教授が、このプログラムのために努力をされ、がんばってくれたのが、この話で逆にわかります。

和田：最近、イギリスやドイツの大学の日本研究講座の閉鎖が話題になっていますが、日本の経済力のなかでできた日本研究の講座が多いから、日本の経済が沈下している現在、閉鎖されるのもわかるような気がします。

石井：まあ、もとに戻るということでしょう。

和田：もとに戻るといのは？

石井：真に日本研究が必要だと思ってくれるところには残る。学問というのは、経済力とは関係ない。学問とはそういうものです。日本研究の講座はそういう日本経済の勢いによって、一時つぎつぎできたのでしょうが、それ自体が不自然なのであって、もとに戻るとは思います。西洋セントリシズムが消えない限り、異文化研究はそういう運命にある。

和田：石井先生のお話をお聞きしていて興味深かったのは、1965 年という年です。「国際交流」という言葉がいつから使われるようになったのだらうと調べたのですが、なかなか見つからないので、学術関係の本や雑誌のタイトルではいつ頃から出てくると、東大のオンライン蔵書データを検索しました。それが 1965 年でした²¹。

石井：そうですか。

和田：1970 年代の後半になると、たくさん出てきます。それ以前は、ほとんどありません²²。1972 年に国際交流基金が設立されましたから、その後です。

(Felten, Irrgang, Wesoly; Shaker 2002); *Handwerksgesellen und Lohnarbeiter : Untersuchungen zur oberrheinischen und oberdeutschen Stadtgeschichte des 14. bis 17. Jahrhunderts* (Knut Schulz, J. Thorbecke, 1985); *Ein gefüllter Willkomm : Festschrift für Knut Schulz zum 65. Geburtstag* (Franz J. Felten 編, Shaker 2002) .

²¹ 『技術革新 / 今井則義編 . 国際交流 / 御園生等編』(至誠堂 1965 年 現代日本の独占資本 今井則義編 至誠堂 1964-1966 年 全 7 冊 第 4) .

²² 『国際交流の高度化と 1970 年代の課題』(大蔵省印刷局 1970 年 世界経済白書経済

石井：そうですね。ですから、あの頃までは「交流」なんてものではなかったのです。一方的に勉強に行くという時代だった。

和田：そのような時代に、ベルリン自由大学は交流を考えた。

石井：そうです、実質的な学術交流が成立した。それは、こちらのレベルが高いということが、ドイツの学者にわかったからです。日本の大学における学問のレベルの高さが伝わっていたからです。

和田：それは、ひとえに黒川先生のおかげですね。

石井：そうです、医学部の教授が、どういうわけかドイツの歴史学者と知り合って日本に招んだ。そういう偶然に、「国王自由人研究会」が活発に動いていたという別の偶然が重なって、歴史学の日独交流の端緒が開かれた。そういう話であるんですよね。

でも、「国王自由人研究会」については、偶然ではない、ちゃんとした前提があった。テオドール・マイヤーに話が戻りますが、彼はボーデン(Boden)湖に面するコンスタンツ(Konstanz)という小さな町に援助をしてもらい研究会(Konstanzer Arbeitskreis)を始めたのですが、それが「国王自由人学説」をはじめとする新しい歴史学のメッカになったのです。そこに、石川、直居の二人がすでに参加していたからこそ、この研究会もできた。しかもそもそも、彼らがそこに参加できたのは、さきほど名前をあげたハンス・ティーム先生が取り計らってくれたからですし、さらに遡れば、久保正幡先生が戦前からティームさんはもちろん、その先生であるフランツ・バイヤーレ(Franz Bayerle)先生と文通があり、久保先生が戦後はじめて留学されたとき、フライブルクに両先生を訪問された、という前史があるのです。

僕もこういう交流の積み重ねの中で「大蔵大臣」を勤めた。そのお蔭で、留学してすぐにマイヤー先生に招かれ、結局留学中に3回行くことができました。このような研究会を通して、報告の仕方から、議論の作法、謝辞の述べ方まで学びました。この研究会は、趣旨はやや変わりましたが現在も続いています。

和田：石井先生がハーヴァード大学の客員研究員になられたのが、1972年の5月ですが、当時のハーヴァードの日本研究はどのようでしたか。

石井：当時、ハーヴァードにはライシャワー²³が現職でいました。現在はそれを記念してライシャワー・センターという名称になっていますが、当時は East Asian Research Center という名前でした。ここで、現在上智大学や ICU にいるアメリカ人研究者たちとも知り合いましたが、帰国後もずっとつき合っていたわけではなく、日文研の教授になってから、改めて私のアメリカとの交流が始まったと思います。

和田：1987 年 5 月の、石井先生が重要とおっしゃられた海外出張に戻りますが、このときスペインにも出張されていますが……。

石井：ジャン・ボダン比較法制史協会(Société Jean Bodin pour l'Histoire Comparative du Droit et des Institutions)の、犯罪と刑罰の比較史をテーマとする大会がバルセロナで開催され、それに参加したのです。この協会には、石井良助先生が 1960 年に出席されて以来、日本の学界とは関係がありましたが、私ははじめて参加し、報告をしたのです。でも、それだけではなく、青天の霹靂が起きました。いきなり、理事長から理事になるようにと要請されたのです。

和田：突然ですか？

石井：そう、3 日か 4 日目の、見学ツアーのバスの中でです。理事長から、隣の席に座れと言われて、席を替わったらいきなり。びっくりしましたが、とっさに、これは「ジャパン・マネー」目当ての話ではないかと疑ったので、協会の財政状態など、こちらからしつこく質問しました。でも、それは私の考え過ぎだとわかって、安心してお引き受けしました。

和田：お話を伺っていると、石井先生の個人的なご経験が、のちの組織的な国際学術交流のご構想につながっているような感じを受けます。

石井：ジャン・ボダン協会の理事会は、事実上国際法制史学会の理事会とほとんどメンバーが重なっていて、話題もどっちの理事会かわからないような感じで、大会のない年は毎回ブリュッセルで開かれていました。日本から毎回出席

²³ 1910-1990 エドウィン・ライシャワー (Edwin O. Reischauer) 1961-1966 在日米大使。参照：『日本への自叙伝』(日本放送出版会 1982 年) *My life between Japan and America* (Harper & Row, 1986); *The Japanese Today: Change and Continuity* (co-authored with Marius B. Jansen, Belknap Press of Harvard University Press, 1995) .

するのは難しかったですが、いろいろ都合をつけて、出来るだけ出るようにしました。ここでも、国際的な組織の理事会というものの、そこでの議論の仕方やマナー、心構えなどを、学びました。本来、この協会の公用語はフランス語なのですが、フランス語のできない私に皆さん気を遣って、勘所では相互の議論を英語やドイツ語で説明してくれたり、私の発言には、フランス人以外は、必ず私の使った言葉で応答してくれました。お蔭で、理事の何人かとは‘du’で話すようになりました。「(ハンブルクの学生寮で)昔取った杵柄」というやつです。

そんなこんなで夢中にやっているうちに、1980年代のはじめごろ、ふと、学部の中かで、本来ドメスティックな専門をやっている自分が、国際交流に比較的 involve されているスタッフの一人だと気がついたのですが、そこには問題がある。全てが個人プレーだし、個人の負担です。手紙一通書くことからして。個々の教授が、個人のレベルで国際交流をしていることの限界があるように感じたのです。

和田：一学部あるいは一研究科のなかに国際センターを設立するという構想は、当時はまだ他では考えられないことだったのではないのでしょうか。石井先生の見先性が現在の比較法政国際センターに結びついたのだと思います。

石井：文部省ははじめ全く相手にしてくれませんでしたね。東大の法学部にこういう国際センターをつくったら、全国の大学や学部と同じものをつくらなければならないと。それに対して、われわれの分野は理系とは違う、「言葉」の学問である、法と‘Recht’、‘droit’は違うという所から出発しなければならない、という意味で「交流」といっても、理科系の学問とは中身の難しさが違うのだということを強調しました。それからもう一点、もはや「インターナショナル」ではない、「トランスナショナル」だと主張したのです。「インター」なら、都合のいいときだけ交流すればいい、しかし、そのようなことはできない、避けてとおることができない「トランスナショナル」な時代なのだと。

和田：比較法・比較政治研究室というのが、このセンターが設立するまえにありましたが。

石井：そう、国際交流活動をする組織ではなかったし、スタッフの仕事も異なるものでしたが、前身みたいなものが存在したことは、学部内で説得するのに

は貴重な前史でした。全く何もないところから、新しいものをつくるのは、非常に困難ですから。少しでも、何かつながりそうなものがあるのがよかった。

和田：1989年に「比較法・比較政治国際センター準備委員会」が設立され、石井先生が学部長をされていたときの1990年1月1日、国際的な研究・教育の推進に必要な活動を行うことを目的とする学部内措置機関として「比較法政国際センター」が設立されました。

石井：学部長時代とそれに続く副学長時代、90年4月からの5年間、海外出張が全くないでしょう。この5年間私個人としては「非国際派」になってしまった。もちろん、海外から研究者を招くことはしましたが。

和田：90年の3月の香港への研究旅行²⁴が最後ですね。退官されて、95年4月に日文研の教授になられまで、空白の5年間です。その間の1993年4月に、比較法政国際センターは正式に設立されました。石井先生は国内で国際交流のための大きな仕事をしてくださいました。

石井：『東京大学法学部 研究・教育年報』第11号の「学部内の動き」に書きましたが、比較法政国際センターの設立構想は、新堂学部長²⁵の国際センター設置計画よりもさらに遡って、松尾学部長²⁶、鹽野学部長²⁷の時期から慎重に練りあげてきたものでした。

和田：石井先生が国際交流に深く関わっていると気がつかれた頃から、法学部では学部で国際交流を推進する施設を設立しようという方向性が出てきたのですね。

石井：振り返ってみると、たしかに、そうだったのかも知れませんね。

²⁴ 香港政府文書の調査、チェン・ポール教授との共同プロジェクト。

²⁵ 1931- 新堂幸司名誉教授、1988年4月～1990年3月法学部長。

²⁶ 1928- 松尾浩也名誉教授、1984年4月～1986年3月学部長。参照：「……大学が社会的な変動の波に洗われて存在するのも事実である。たとえば国際化や情報化の進展にどう対処するべきか。年報には、この種の問題に対する学部の模索と前進の過程が刻み込まれているとみることもできよう。」（『東京大学法学部研究・教育年報』第8号(1983/1984) 東京大学法学部1985年「はしがき」より）。

²⁷ 1931- 鹽野宏名誉教授、1986年4月～1988年3月法学部長。

和田：センターの国際交流活動のひとつに「ミシガン・コロンビア交換プロジェクト」があります。記録によれば、ミシガン大学ロースクールとの交換プロジェクトは 1992 年、コロンビア・ロースクールとは、1994 年から始まっていますが。

石井：ミシガン、コロンビアとの交流は私の学部長時代に話があったと思います。向こうからの希望で、進めたのです。

和田：この交換プロジェクトは、以前は藤倉教授（藤倉皓一郎名誉教授）、菅野教授（菅野和夫法学部長・研究科長）が担当されていたとお聞きしたことがあります。

石井：事実上、試験的に始めて、やがてそれが軌道に乗り始めたころから、センターのプロジェクトとして引き継がれたのです。『研究・教育年報』で足跡がわかりませんか。

和田：調べてみたのですが、11 号にはミシガン大学、コロンビア大学の足跡はありませんでした。デューク・ロースクールの Horowitz 教授（Professor Donald L. Horowitz）ご夫妻を招いた研究会が 1991 年 1 月に開催されていますが、12 号に、ありました。91 年 6 月にミシガン大学ロースクールから、Assistant Dean のヴァージニア・ゴードンさんが来日され、「アメリカ ロースクール留学生選考事情」というタイトルで研究会が開催されています²⁸。同じ年の 10 月には、コロンビア・ロースクールのウォルター・ゲルホーン（Walter Gellhorn）名誉教授が来日されて、比較法政フォーラムが開催されています²⁹。このフォーラムの司会を藤倉教授がなさっています。このあたりが石井学部長時代にお話があった交換プロジェクトが事実上、動き始めた時期ですね。ふたつのロースクールとの交換プロジェクトは 10 年以上続いています。

石井：私の学部長時代、ミシガンとは予算の話までつつこんで話し合っていました。

²⁸ 『東京大学法学部研究・教育年報』第 12 号（東京大学法学部 1993 年 p.74）。

²⁹ 「被害者救済—訴訟か、保険か、行政か」（同 p.75）。

した。東大側の招聘予算が足りなければ、先方が補充する、というようなことまで。実際のスタートの前には何年も水面下で準備をしているものですよ。

和田：この『研究・教育年報』のなかで、石井学部長は文教予算の極端な不足について「この貧弱な施設と予算で、世界に比肩する教育研究を行うのは、ほとんど竹槍攻撃に等しい」³⁰と指摘し、「国際センターも、学部内措置としては発足させたが、肝腎の予算措置はこれからの課題として残っている」と強調されています。

石井：私の副学長時代にセンターが正式設置されたのですが、今から思うと、文部省（学術国際局・研究機関課）もよくやってくれたと思いますよ。今の文科省は財務省の言いなりで、話にならないけれど。学術国際交流のためにがんばる情熱と実行力のある人材がいなくなりました。これが一番いけないことです。東大法学部もセンターも人材養成と国際的なネットワークの維持と拡大が大事です。がんばって下さい。

和田：はい。今までに築いてきたネットワークを大切に、それをさらに広げていくために個人でできること、組織でできることをとにかく実行していく、そうしているうちに国際交流は活発になっていくのだと思います。石井先生は東大の退職金の一部を割いて、海外からの若手研究者のためにセンターに石井奨学金を設立され、また客員教授への宿舍の提供をしてくださる等、個人的にも国際交流への支援をしてくださいました。「若いときに外国の奨学金で留学させてもらったことへのささやかな恩返しだよ」と、笑いながらおっしゃったことをおぼえています。二宮正人サンパウロ大学教授からも、個人の奨学金で日本から留学生をブラジルへ招いているというお話をお聞きました。そして、客員教授や研究員としてセンターに滞在された海外の研究者の方々から、帰国後もさまざまな支援や協力をしていただいています。個人から組織へと変容してきた国際学術交流を支えているのは、多数の個人なのだと、思います。石井先生は司馬遼太郎氏との対談で、ヨーロッパにおいては、「私」が個人としてしっかりした根をもちながら、パブリックのなかに組みこまれている。個人は孤立した「私」ではなく、パブリックとの間にコミュニケーションをもつ人間を「私」と考えていた、というようなお話をされていますが、国際交流も同じ

ですね、「蒲団」のなかにもぐってブツブツ言っている「私」³¹ではいけません。

石井：私がドイツへ留学できたのは、さきほど言ったように、フンボルト財団の奨学金のお蔭です。実はこのフンボルト留学生のOB会があるのですが、私がその会長をしているときに、創立10周年記念事業として、ドイツの若手日本研究者のための奨学金設立のための募金活動をやったことがあります。パブルがはじけた後でしたから企業からの募金は一切考えないで、OBの浄財だけで「貧者の一灯」でもよいから、と思って始めたのですが、なんと20万マルク（10万ユーロ）集まりました。これも「ささやかな恩返しをしよう」という気持ちから始めたことですが、OB会のたくさんの会員が共感をもってくださったのだと思います。この「恩返し」という観念は大事です。友好な人間関係は結局「恩返し」の連鎖、「互惠」によって支えられるものだと思いますよ。

和田さんたち比較法政国際センターのスタッフの方々の「恩」を感じている人たちが世界中にたくさんいる。これはものすごい財産です。あなた方個人にとってはもちろん、東大法学部にとっても。何かのときに、必ず力になってくれる。そういう意味で、皆さんに心からご苦勞様、ありがとう、と申し上げるとともに、今後とも法学部の財産形成にご尽力をお願いします。

和田：励ましていただき、ありがとうございます。これからも比較法政国際センターへのアドバイスと支援をどうぞよろしくお願いいたします。

（2004年2月）

³⁰ 同11号p.11.

³¹ 参照：『土地と日本人』対談集（司馬遼太郎著 中公文庫2002年 pp.84-103、初出中央公論出版社1976年）。